

1971年11月1日制	定	2001年12月6日改	正
1990年10月23日改	定	2002年1月1日施	行
1991年10月23日改	定	2003年3月24日改	正
1992年7月21日改	定	2003年6月1日施	行
1993年7月21日改	定	2004年8月2日改	正
1994年10月23日改	定	2006年1月1日施	行
1995年4月1日施	行	2008年11月27日改	正
1995年10月5日改	定	2009年4月1日施	行
1996年1月1日施	行	2012年7月26日改	定
1997年10月23日改	定	2013年1月1日施	行
1998年1月1日施	行	2014年7月31日改	定
1998年10月29日改	定	2015年1月1日施	行
1999年1月1日施	行	2021年8月3日改	定
1999年10月22日改	正	2022年1月1日施	行
2000年1月1日施	行		

## カートクラブおよび団体の登録規定

### 第1条 目 的

この規定は、JAF発給のカートライセンスの所持者を主たる構成員とする、カートクラブおよび団体のJAFへの登録手続を定め、かつその成立要件、登録の有効期間および特典の範囲を明確にすることを目的とする。

### 第2条 クラブおよび団体の種別

登録されるクラブおよび団体の種別は、次の通りとする。

1. 準加盟カートクラブ
2. 加盟カートクラブ
3. 公認カートクラブ
4. 加盟カート団体
5. 特別カート団体
6. 加盟カートコース団体
7. 公認カートコース団体

### 第3条 クラブおよび団体の登録

カートによる競技会を開催しようとするクラブおよび団体は、FIAの国際モータースポーツ競技規則、CIK-FIAの国際カート規則およびそれに基づいたJAFの国内競技規則、JAF国内カート競技規則ならびにカートに関する諸規則を遵守することを条件に、JAFへ登録されなければならない。

## 1. 準加盟カートクラブ

### <申請資格>

- ①カートに関するクラブ活動を行っていること。
- ②所属クラブ会員のうち5名以上がJ A Fのカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持している者については、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員としてJ A Fに届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体からJ A Fへ登録されているものは除かれる。
- ③クラブ代表者は、J A Fの会員で成年でなければならない。

### <申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

#### ①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

#### ②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③登録申請の際、加盟カートクラブから準加盟カートクラブへ降格申請する場合は、別途定める準加盟カートクラブの加盟申請料を納入すること。

### <特典>

- ①J A Fの組織許可を受けて、格式制限付以下の公認競技会を主催することができ

る。

- ② J A F 国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ③ カート国内Bドライバーライセンス講習会およびカートオフィシャルライセンス3級講習会を開催することができる。
- ④ 公認競技会開催にあたっては、他のクラブまたは団体の協力を求めることができる。
- ⑤ クラブ代表者はカートジュニアBおよびカート国内Bドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。
- ⑥ クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス3級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。
- ⑦ J A F からカートスポーツに関する情報を受けることができる。
- ⑧ クラブ代表者は、当該クラブ名称の国内エントラントライセンスを申請し、取得できる。
- ⑨ J A F へ格式制限付までのカートコースの公認申請を行うことができる。

#### <更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、準加盟カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

## 2. 加盟カートクラブ

#### <申請資格>

- ① カートに関するクラブ活動を行っていること。
- ② 所属クラブ会員のうち10名以上が J A F のカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持している者については、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体から J A F へ登録されているものは除かれる。
- ③ クラブ代表者は、 J A F の会員で成年でなければならない。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c)は加盟カートクラブの申請資格を充足させるためのものとする。

④更新申請の際、準加盟カートクラブから加盟カートクラブへ昇格申請する場合は、別途定める加盟カートクラブの加盟申請料を納入すること。

<特典>

- ①準加盟カートクラブの特典に加え、以下の特典が与えられる。
- ②J A Fの組織許可を受けて、格式国内までの公認競技会を主催することができる。
- ③国際Eおよびカートオフィシャルライセンス2級／1級講習会を開催することができる。

できる。

- ④クラブ代表者はカートジュニアA、カート国内Aドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者をJAFに推薦することができる。ただし、JAFで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。
- ⑤クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス3級所持者に対しカートオフィシャルライセンス2級を取得する資格を有すると判断した者をJAFに推薦することができる。ただし、JAFで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。
- ⑥JAFへの格式準国内までのカートコースの公認申請を行うことができる。

#### <更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

### 3. 公認カートクラブ

#### <申請資格>

- ①国際的なカート競技会の開催と、カートに関する教育活動を目的としていること。
- ②所属クラブ会員のうち30名以上がJAFのカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持している者については、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員としてJAFに届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体からJAFへ登録されているものは除かれる。
- ③国際競技会または全国的競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。
- ④クラブ代表者は、JAFの会員で成年でなければならない。

#### <申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する

る規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料
- (e) 年度登録料（準加盟、または加盟クラブとの差額）

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c)は公認カートクラブの申請資格を充足させるためのものとする。

- ④更新申請の際、加盟カートクラブから公認カートクラブへ昇格申請する場合は、別途定める公認カートクラブの加盟申請料を納入すること。

<審査>

昇格申請および更新登録申請に際し J A F は、下記の事項について調査および審査を行い登録の適否を決定する。

- ①全国的な公認競技会を主催するにあたっての当該クラブの組織能力について。
- ②諸規則の遵守と義務行為の履行について。
- ③上記審査に際して競技会審査委員会報告書を参考とする。

<特典>

- ①加盟カートクラブの特典に加え、以下の特典が与えられる。
- ②J A Fの組織許可を受けて、すべての公認競技会を主催することができる。
- ③クラブ代表者はカートジュニアAドライバーに国際G（または国際F）ドライバーライセンスを、カート国内Aドライバーライセンス所持者に国際Eを、また国際G（または国際F）を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。
- ④クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス2級所持者に対しカートオフィシャルライセンス1級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

<更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、公認カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

#### 4. 加盟カート団体

<申請資格>

- ①エンジン、タイヤ、部品および各種用品の製造、販売、その他カートスポーツに貢献する事業を営む法人、またはJ A Fが認めた任意団体であること。
- ②公認カート競技会を組織するために、必要な諸規則に精通した者を所属させること。
- ③公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規

定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

- ① J A Fへエンジンの登録申請を行うことができる。
- ② J A Fへ部品や各種用品の公認申請を行うことができる。
- ③ J A Fの組織許可を受けて、格式制限付以下の公認競技会を主催することができる。
- ④ J A F国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ⑤ 公認競技会の開催にあたっては、他のクラブまたは、団体の協力を求めることができる。
- ⑥ J A Fからカートスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、



加盟カート団体に関する一切の権利を消失するものとする。

## 5. 特別カート団体

### <申請資格>

- ①カート車両、エンジン、タイヤ、および部品の製造、販売、その他カートスポーツに貢献する事業を営む法人、またはJ A Fが認めた任意団体であること。

### <申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

#### ①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

#### ②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

### <特典>

- ①J A Fへカート車両ならびに部品またはカート用品の公認申請を行うことができる。

② J A F からカートスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。

年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。

② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。

③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、特別カート団体に関する一切の権利を消失するものとする。

## 6. 加盟カートコース団体

<申請資格>

① カートコースを経営する法人あるいは個人事業体であること。

② カートオフィシャルライセンス3級以上の所持者が1名以上所属していること。

③ 公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

① 新規申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) 定款（法人の場合）

(c) 役員名簿

(d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）

(e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）

(f) 加盟申請料

(g) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) 定款（法人の場合）

- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

- ① J A Fへ、格式準国内までのカートコースの公認申請を行うことができる。
- ② J A Fの組織許可を受けて、格式準国内以下の公認競技会を主催することができる。
- ③ J A F国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ④ 公認競技会の開催にあたっては、他のクラブまたは、団体の協力を求めることができる。
- ⑤ 国際Eライセンス講習会およびカートオフィシャルライセンス3級／2級／1級講習会を開催することができる。
- ⑥ 代表者はカートジュニアBおよびカート国内Bドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
- ⑦ 代表者はカートオフィシャルライセンス3級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
- ⑧ J A Fからカートスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。  
年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カートコース団体に関する一切の権利を消失するものとする。

## 7. 公認カートコース団体

<申請資格>

- ① カートコースを経営する法人であること（コースのフォーマットが準国内である場合には個人事業体でも可）。
- ② カートオフィシャルライセンス3級以上の所持者が1名以上所属していること。
- ③ 公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

と。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料（加盟カートコース団体との差額）

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

加盟カートコース団体の特典に加え、以下の特典が与えられる。

- ① J A Fへ、格式国際までのカートコースの公認申請を行うことができる。
- ② J A Fの組織許可を受けて、すべての公認競技会を主催することができる。
- ③ 代表者はカートオフィシャルライセンス3級所持者に対しカートオフィシャルライセンス2級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。また、カートオフィシャルライセンス2級所持者に対しカートオフィシャルライセンス1級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、公認カートコース団体に関する一切の権利を消失するものとする。

1971年11月1日制 定  
2004年8月3日改 正  
2005年1月1日施 行  
2011年11月24日改 正  
2012年1月1日施 行

## カートクラブおよびカート団体の名称に関する規定

**第1条** カートクラブおよびカート団体が、J A Fに新規に名称を登録し、または登録してある名称を変更しようとするときは、この規定によるものとする。ただし、法人として登記してあるカート加盟および特別団体の名称についてはこの限りでない。

**第2条** 次の各項に該当する内容では、J A Fに登録を申請することができない。

1. F I AおよびF I A加盟のA S N名称およびその略称など。
2. J A Fにすでに登録されているカートクラブまたは団体と同一の名称および略称。

ただし、同一の名称であっても、当該クラブまたは団体の同系であり、支部、地名等の属称を付し、かつ名称使用の承認を得ている場合はこの限りでない。

既に登録してある名称と類似のものについては、J A Fにおいて審査の上、その変更を指示し、または同意書の添付を指示することができる。

3. 著名な商品名、会社名、団体名またはこれに類似する名称。ただし当該会社、団体と直接または間接の関係があり、かつ名称の使用について同意書のある場合はこの限りでない。
4. 登録クラブにおいては、連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）などの名称およびこれと同義語の名称。
5. 日本、世界、国際、アジア、東洋、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの地域を表わす誇大名称およびこれと同義語。ただし、J A Fにおいて名実を伴うものとして認めた場合はこの限りでない。
6. 都道府県名または地方名を付する場合は、原則として登録団体に限る。ただし登録クラブにおいても既得権のあるもの、または名実を伴うものとしてJ A Fが認めたものはこの限りでない。

**第3条** 新規登録または名称変更の際、社会通念上奇異に感じられる名称、または公序良俗に反するおそれのある名称は、J A Fにおいて審査し、その変更を求めるこ

とがある。

**第4条** 登録クラブおよび団体の名称は、漢字、片仮名、平仮名、ローマ字および数字のいずれかを用いた組み合わせによって表示されなければならない。ただし略称（9文字以内）は、ローマ字およびアラビア数字のみで表示するものとする。

**第5条** クラブおよび団体が新規に名称を登録し、または名称を変更する場合は、その名称の由来について、説明書を添付しなければならない。